

はかりの定期検査について

取引や証明に使用する計量器(はかり)は、計量法により2年に1回定期検査を受けなければなりません。市では次の日程により定期検査を実施しますので、取引・証明に使用するはかりをお持ちの方は必ず受検してください。

なお、新規で受検される方は事前に本庁商工観光課へ6月20日(火)までにご連絡ください。

また、計量器の数が多く場合や運搬が著しく困難な場合は、別料金になりますが茨城県指定定期検査機関による所在場所検査または計量士による巡回検査制度もあります。詳しくは一般社団法人茨城県計量協会または茨城県計量検定所までお問い合わせください。

○定期検査日時・場所

月 日	時 間	会 場	所在地
7月24日(月) 7月25日(火) 7月26日(水)	10:30~15:00	本庁北玄関前	中富町3135-6
7月27日(木)	10:30~正午	山方公民館口ビー	山方660
	13:30~15:00	美和山村開発センター	高部402-2
7月28日(金)	10:30~正午	緒川保健センター	上小瀬1259
	13:30~15:00	御前山運動公園トレーニングセンター	野口3195

○当日持参するもの

- ①手数料(1台あたり520円~3,000円位)
- ②受検通知ハガキ(新規で受検される方は、事前に商工観光課へ6月20日(火)までにご連絡ください)
- ③はかり(分銅・おもりも必ず持参)

○おもな検査対象はかり

- ①各種商店(露天、行商含む)で商取引に使用するはかり
- ②薬局、病院の調剤はかり(動物病院のはかりは除く)
- ③農産物、水産物の売買、出荷のために使用するはかり
- ④事業所の受入、出荷の取引用はかり、内容量及び品質表示のために使用するはかり
- ⑤運送(宅配便)会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり(取次店も含む)
- ⑥貴金属商、釣り堀等で使用するはかり
- ⑦保健所、病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査に使用するはかり
- ⑧法令等により公共機関への報告または、統計などを目的として使用するはかり

問 一般社団法人茨城県計量協会 ☎029-225-7973

茨城県計量検定所指導課 ☎029-221-2763

問 本庁 商工観光課商工労働G ☎52-1111 内線275

法定相続情報証明制度が始まりました

5月29日(月)から全国の登記所で、「法定相続情報証明制度」が始まりました。

この制度は、管轄登記所に戸除籍謄本と法定相続情報一覧図を提出し、登記官から一覧図の写しを証明書として受け取り、その証明書を相続登記を始めとした各種相続手続き先に提出することで、戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなるというものです。

また、申出(または代理)できる方、管轄登記所、添付書類が定められているので、詳しくは下記にお問い合わせください。

申出の相談を希望する場合は、事前の予約が必要です。

※証明書は、相続登記手続で利用できますが、その他の機関で利用する場合は提出先にご確認ください。

問 水戸地方法務局常陸太田支局 ☎0294-73-0221



法定相続情報証明制度について